

TOPIC
復興増税により
市県民税均等割額が増額されます

市県民税は、日常生活に密接に結びついた行政サービスを提供するために、市民のみなさんに負担していただいている税金のひとつです。

このたび、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から平成35年度までの10年間は市県民税と県民税の均等割額がそれぞれ500円増額さ



※一年間の年額です。
※県民税の均等割額には森林環境税500円を含んでいます。



れます。

この増額は、避難所等、防災拠点や防災設備等の整備などの防災・減災事業を実施するための財源に充てられます。

みなさまのご理解をお願いします。

■お問い合わせ

税務課市県民税担当
(内線1533・155)

TOPIC
市税等の収納業務を
委託しています



市では平成25年度に引き続き、市税等のコンビニエンスストアでの収納業務をつぎのとおり委託しました。

つきましては、地方自治法施行令第158条第2項および第158条の2第6項ならびに国民健康保険法施行令第29条の23第1項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第33条第1項、介護保険法施行令第45条の7第1項、地方

歯の健康無料相談のお知らせ

- 日時 6月1日(日) 9時30分～12時30分
- 会場 市民交流センター「ニコリ」1階
- 内容 歯科医師による健診及び相談
無料フッ素塗布等
- お問い合わせ 保健課健康増進担当
☎23-4310



予防接種に関するお知らせ

☆定期予防接種の
間隔の緩和について

予防接種実施規則等の改正に伴い、4月1日より接種間隔が緩和されました。

■該当の定期予防接種

- ①四種混合
- ②ヒブ
- ③日本脳炎
- ④子宮頸がん予防(2価)

※具体的な接種間隔については、保健課までお問い合わせください

☆子宮頸がん
予防ワクチンについて

子宮頸がん予防ワクチンについては、接種による副反応報告が寄せられたため、厚生労働省は現行のワクチン接種の積極的勧奨を行わないよう勧告しております。

接種にあたっては、保健課及び医療機関等にご相談のうえ、ワクチンの有効性とリスクを十分ご理解のうえで接種

のご判断をお願いします。

☆日本脳炎の
予防接種について

小学2、3年生は、第1期の接種が、また18歳となる方については、第2期の接種が、予防接種の積極的勧奨の差し控えにより、接種を受ける機会を逃していた場合があります。

これらの対象年齢の方には、5月中にご案内を差し上げます。

なお、ご案内対象者以外で、平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方についても、予防接種を受けていない場合は、公費で日本脳炎の定期予防接種を受けることができますので接種を希望される方は、保健課までお問い合わせください。

■お問い合わせ

保健課健康増進担当
(保健福祉センター内)
☎23・4310